

水俣学通信

第 62 号
2020.11.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ15 古城の田園風景（水俣市古城）（1962年と2014年）

目次

- | | |
|--|---|
| 論説： | 報告： |
| 「魚屋は怒（いか）っている」…………… 2
中村雄幸 | 「水俣病被害者互助会訴訟の上告審について」…………… 5
山口紀洋 |
| 解説： | 「熊本豪雨災害と被災者支援活動」…………… 6
谷 洋一 |
| 「地域固有の資源としての『風』は誰のものか～地域による優先的利用権を明確なものに！～」…………… 3
宮北隆志 | 客員研究員紹介： |
| 論説： | 「いのちの源とともに：被害住民からの学び」…………… 7
土井利幸 |
| 「新型コロナウイルス感染症と人権侵害」…………… 4
矢野治世美 | 2020年度水俣病事件研究交流集会中止のお知らせ・水俣学研究センター日録 …… 8 |

《論説》

魚屋は怒 (いか) っている

魚屋 中村 雄 幸
(みなまた地域研究会)

水俣に巨大風力発電所が

「中村さん。まーだ海も済んどらんとに、今度は山かな。あんたも忙しかなー。」同業の魚屋に揶揄された。熊本日日新聞「声」の欄に拙文を投稿した(9月16日掲載)。水俣で巨大な風力発電計画が進行している。しかし殆どの市民は知らない。知らされていない。まして風力発電建設から稼働の段階にまで進んだときの様々に予想される被害など知るよしもない。少しでも関心を寄せて欲しい。投稿は窮余の一策である。

尾根の総延長30キロにわたり、総計64基を建てる。地上からの高さは150メートル。ブレード(羽根)の直径は130メートルの巨大な装置だ。この高さは地上40階の建物に相当する。水俣で思い浮かぶのは「スーパーホテル」を4個積み重ねた程だろうか。

矢筈岳(標高687m)周辺に19基(日本風力サービス)。鬼岳周辺に30基(電源開発)。大関山周辺に15基(ジャパン・リニューアブル・エナジー)。

県によると、同じように進行中の計画は水俣を含んで10カ所ある。稼働中の風力発電は現在6カ所20基。水俣市の計画分だけで、県内既設数の3倍を上回る。

さすがに、計画予定地の地域の人々は、あまりの距離の近さに敏感に反応している。

鬼岳(標高734m)周辺の石飛地区(石飛を含め、6地区・255軒が2キロ以内)。「こんなのが出来たら仕事が出来ない。仕事を辞めるしかない。住めなくなる。山が変わってしまう。故郷の山がなくなる。」「あんたはどげん思うかな」面と向かって言われた。

計画予定地の周辺は「水俣茶」の産地である。標高が500メートル以上。高地であるが故に病気や害虫が少なく、お茶にとっては最適な環境ということ。生産者の長年の努力で、低農薬茶、無農薬茶も栽培されている。緑茶の他に紅茶もある。水俣の誇れる「水俣茶」である。

もう一つは矢筈岳周辺の湯出地区である。「湯の鶴温泉」周辺は計画予定地からほぼ2キロメートルの範囲ですっぽりと収まる(合計261軒が2キロ以内)。海の湯の児、山の湯の鶴と言われ、歴史の古い名湯である。かつては近隣の農家から湯治に訪れ賑わった。児童養護施設、小学校もある。頭石地区は最も近い。「村丸ごと生活博物館」もある。近すぎる。

大関山(標高901m)周辺では久木野地区がある(317軒。但し、芦北町・球磨村も含まれている)。診療所、小学校、福祉施設、寒川水源、ソーメン流しなどがレッドゾーンに入る。

「ちょっと待った!水俣風力発電」発足

風力発電はエコ!私も半年前までは漫然とそう思っていた。北薩の名峰「紫尾山」周辺でも164基の計画が進んでいる。地元の方々の案内で現地調査に参加した。林道を半日かけて車で移動。最後に峠から見返して、あまりの美しさに圧倒された。5月の「山笑う」時期だった。どんなにエコであろうが、風車は似合わない。出来たら終わりだと直感した。

あれこれ勉強を始めてみて、風力発電は「煮ても焼いても食えぬ代物」ということが分かってきた。

予定地の大部分が水源涵養保安林であり、尾根の森林伐採や工事用道路の開発により、水資源の悪化や山崩れなどの自然災害を誘発する。鬼岳や大関山周辺に棲息が確認されている絶滅危惧種のクマタカ、ヤマネ、ニホンカモシカへの影響も大きい。

そして、最も懸念されるのが人間の心身に対する健康被害である。既設地域では様々な被害の報告が寄せられている。騒音・低周波・超低周波による多様な症状。

大急ぎで「ちょっと待った!水俣風力発電」の会を立ち上げた。会報(創刊号のみ)の発行と会員の拡大。市議会への陳情。風力発電事業者に対して説明会の要求。説明会の実施(2社)。「紫尾山系の巨大風力発電計画を考える会」との交流、意見交換。講演会、ミニ集会やワークショップ。現地調査(大関山)などを展開してきた。これから本格的に計画の白紙撤回を求めて署名活動を進めていく。

心をひとつに

水俣は「安賃闘争」「水俣病」と、住民の中に対立と分断の歴史を抱えてきた。風力発電によって、新たな対立や分断を持ち込んではいけぬ。命を守り、故郷の山々を守り、暮らしを守るために、一丸となって取り組みを進めていく。水俣で育ち、旅だった者、残った者、帰って来た者、よそから来て住み着いた者、今から旅立とうとしている子ども達、水俣が好きなの。全ての水俣人の結集を訴える。

《解説》

地域固有の資源としての「風」は誰のものか ～地域による優先的利用権を明確なものに！～

水俣学現地研究センター長 宮北隆志
(熊本学園大学社会福祉学部)

水俣・芦北地域を取り囲む尾根に総出力280メガワットを上回るであろう大型風力発電機群を建設する計画が、地元住民・自治体関係者との十分な事前協議を経ないまま、一方的に進められようとしています。

事業者は、日本電源開発、日本風力サービス、ジャパン・リニューアブル・エナジーの3社で、いずれも東京に本社を置く企業です。国が、再生可能エネルギーの主要な電力源の一つである「陸上風力」を、「洋上風力」に切り替えつつある中で、なぜこの時期に？それは、2012年に導入されたFIT（電力の固定価格買い取り制度）により、電力会社が固定価格（陸上風力の場合：19円/kW）での電力買い取りを、20年間保証される最後のチャンス？となることを意識しての駆け込み申請と考えられます（申請書提出締め切りは2020年12月18日：経済産業省）*1。高額での電力買い取りを義務づけられている各電力会社（九州電力）は、負担増を回避するために、「再エネ賦課金」という仕組みによって、各世帯の毎月の電気料金に加算して費用を回収する仕組みで、市民感覚では到底納得できるものではありません。

「風」「太陽光」「雨水/湧水」「地熱」といった地域固有の「自然の恵み」は、そこに暮らす人々にとっての貴重な「資源（資本）」です。「公共財」としての「自然資本」は、その共同所有者が、自分たちの暮らす地域をより豊かにするために、自分たちの手で活用するのが本来のあり方です（『社会的共通資本』宇沢弘文：岩波2000）。

水俣市は、2014年、環境NGOが10年間にわたって実施してきた「環境首都コンテスト」参加自治体（飯田市、安城市など17自治体）・NGO16団体、研究者・機関（7機関・7人）と共に、「地域資源を活用した環境調和社会を創造し、持続可能な発展を求める国際社会を牽引しよう」という日本社会への提言を行っています。

提案の核となるのは、〈地域住民と自治体は、自然環境を共に守り合い、育み合う調和のとれた関係の維持、発展に努めること〉「地域の資源は、それを守り育む地域により、優先的に利用されるべきである」との理念に基づき、「地域が主体的にかつ優先的に、地域資源や地域が生み出す再生可能エネルギー等を活用し、その社会的・経済的便益が地域

内で自立的に拡大再生産できるような、環境調和型の循環型社会の形成に努めること」という部分です。

今回の一連の計画は、この提案の考え方に、真っ向から逆行するものといわざるを得ません。地元住民・自治体関係者との事前協議もなく、「風況の良い」尾根を一方的に選び、事前に求められている「環境影響評価」については、現地調査以前の段階で作成した「配慮書」の提出・縦覧を形式的に済ませ、事業計画の既成事実化を図っています。

風車発電所の建設・稼働に伴って懸念される様々な項目の中でも、地元住民が特に懸念しているのが「騒音・（超）低周波音」の影響です。環境アセスの重要項目として調査、予測及び評価することが求められていますが、近隣農家・住民への科学的で合理的な配慮はなされていません（「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について」経済産業省：令和2年8月31日、この問題の詳細については紙面の都合上、別途）。

野生動物に起因する新型コロナ禍、また同時に、これまでに経験したことのない#2020熊本豪雨による甚大な被害に向き合う今、発電事業者には、「風力発電事業の計画策定等の初期の段階から、地方自治体や地域の住民とのコミュニケーションに努めること。」という基本姿勢を明確にすることが、強く求められています。

*1 FIT制度の抜本見直しと再生可能エネルギー政策の再構築（資源エネルギー庁：2019年4月22日）



*2 今、地球上に生きている生きものは、すべて38億年前に生まれた最初の生命体を祖先とする仲間です。「生命誌絵巻」は、生きもの世界がもつ「つながり」と「広がり」を描いています。

《論説》

新型コロナウイルス感染症と人権侵害

熊本学園大学社会福祉学部
 (水俣学研究センター研究員) 矢野 治世美

コロナ禍の中で差別を考える

コロナ禍の中で、さまざまな人権侵害が発生している。社会福祉学部の福祉環境学科の3・4年生が受講する福祉環境学演習(ゼミ)では、今年度の春学期の課題としてインターネットで配信されているニュースや、各新聞社が提供する記事データベースなどを「コロナ 差別」「コロナ 中傷」といったキーワードで検索して、新型コロナウイルス感染症がもたらした人権侵害の事例を調査・収集し、データベース化する作業を行った。

さらに、収集した事例や各団体・機関が発表した「コロナ差別」を批判する声明・宣言などをもとに、受講生がそれぞれ「“コロナ差別”とたたかうための3か条」を提案し、差別をなくすための具体的な方策について話し合った。

感染症がもたらした差別

「コロナ差別」関連記事を検索・収集した記事は、9月末の時点で約600件となった。おおまかに(A)人権侵害の内容・実態、(B)人権侵害防止の取り組み、(C)その他(コラム・論説・提言など)に分類することができる。詳細は別稿を準備中であるが、(A)については感染した人やその家族、医療関係者、エッセンシャルワーカー等に対するバッシングやハラスメントを報じたものが多い。

また、デマや風評被害による誹謗中傷も問題視されている。熊本県内のコンビニエンスストアが改装のために一時閉店したところ、「従業員が感染した」という誤った情報がSNSや口コミで拡散し、問い合わせの電話や、嫌がらせを受けたという(「従業員感染」デマに苦悩 SNSで拡散し売り上げ低迷 熊本県央のコンビニ店主、熊本日日新聞ウェブ版、2020年8月7日)。

感染した人等へのバッシングやハラスメント、風評被害やデマによって、「感染したら差別をされるかもしれない」という不安が煽られると、感染が疑われる症状が出ている人が受診をためらったり、隠したりすることで結果的に感染の拡大を招く恐れがある。このような「負の連鎖」を断ち切るため、3月には「コロナ差別」防止の取り組みが本格化する。

現時点では、各地の自治体が「コロナ差別」防止の条例制定の動きを見せている。小・中学校や高校では、「コロナ差別」や「コロナいじめ」を防止するための人権教育や道徳教育が授業に取り入れられ、市民を中心としたシトラスリボン運動は各地に広がっている。9月1日には、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の下、「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の初会合が開かれ、実態の把握や今後の対策等が議論されている。

感染症が拡大する差別・不平等

ところで、コロナ禍の中で発生している人権侵害は、

感染した人等に対するバッシングやハラスメント、風評被害だけではない。よく注意してみると、感染症流行以前から存在した差別はますます蔑ろにされ、助長され、再生産されていることに気づく。

5月に入って、政府は感染拡大の影響で保護者の収入やアルバイト等による本人の収入が激減した大学生(特に家庭から自立した学生)への支援として「学生支援緊急給付金」を創設した。ところが、同じく働きながら学校に通っている定時制高校の生徒を対象とする支援はかなり遅れている。また、朝鮮大学校の学生は「各種学校」であることを理由に制度の対象から除外されている。

外国人留学生は給付金を受給することはできるが、日本人学生にはない「学業成績が優秀な者であること」「1カ月の出席率が8割以上であること」という規定が設けられており、大学関係者等が不平等だと批判している。熊本県は政府の給付金とは別に、困窮する学生に5万円を支給する独自の制度を設けているが、8月に入って定時制高校生や留学生も対象とすることを決定した。ただし、このような動きが全国的なものになっているわけではない。

「コロナ差別」と水俣病差別

私たちはしばしば病者を非難し、差別したり、病名をいじめやからかいの「ネタ」にしたりする。水俣病に関わる差別や偏見はいまだに根強いが、しばしば「うつる病気ではないのに、なぜ差別されたのか」という疑問を耳にする。

水俣病の発生当初、「奇病」や「伝染病」と誤解されたことが偏見や差別の原因となったことはいうまでもないが、「うつる病気ではないのに」という素朴な感想の根底には、「人にうつる病気」に対する忌避意識が見え隠れしているように思われる。

ジュリアン・ムーア主演の映画『アリスのままで』(2014年公開)では、若年性アルツハイマーを発症した主人公が、患者団体主催のパーティーのスピーチで聴衆に次のように語りかける。

(病気になると)私たちの存在は異様になります。無能力で、滑稽に。でもそれは私たちではない。私たちの病気です。……私は苦しんではいません。闘っているのです。この世界の一員であろうとして、かつてそうであった自分自身であろうとして。

感染症であろうと公害病であろうと、病者に対する差別は彼/彼女らが「この世界の一員」であろうとすることを否定するものである。コロナ禍の中、感染症との共存や“withコロナ”が提唱されているが、それは病者とそれ以外の人びとが共に生きられる社会でなくてはならない。

《報告》

水俣病被害者互助会訴訟の上告審について

水俣病被害者互助会訴訟弁護団 山口紀洋



水俣病の被害者達は行政によって、公式発見から半世紀が経っても、水俣病患者は劇症型の大人達や胎児性だけだと思込まれていた。しかし水俣市袋茂道地区の漁民佐藤英樹氏や地元で支援活動していた谷洋一氏、伊東紀美代氏、花田昌宣先生、原田正純先生、東俊裕先生達が、これら第二世代の患者達の深刻な被害に気付き、2007年10月に代表的な患者9名の訴訟を熊本地方裁判所に提訴した。原告のうち1人は行政不服審査請求で2013年認定され、訴訟を取り下げた。2014年3月の1審判決で、胎児性患者、大堂進氏には1億円の賠償、佐藤英樹団長と女島の網元故岩本広喜氏の遺志を継いだ娘様の勝訴を勝ち取った。しかし原告5名は棄却されたので控訴し、佐伯良祐弁護士、康由美弁護士、大阪阪南中央病院の三浦洋医師、村田三郎医師及び病院スタッフなどで新陣容を整え再度の診断と追跡診察をなし医師尋問とカルテを提出した。

しかし2020年3月の福岡高裁の西井和徒裁判長は、予想もしない原告全員敗訴の判決を下した。弁護・医師団は裁判長の水俣病像と食中毒公害事件の捉え方に根本的な誤りがあると分析し最高裁に上告し、すでに上告理由書（主に憲法解釈の誤謬など憲法違反と法令違反の主張）と、上告受理申立理由書（主に最高裁判決違反と法令解釈に関する重要な事項の主張）の各第1、第2を提出した。双方とも第1は総論篇、第2は各論篇。各論は原告患者の水俣病症状について詳しく事実を述べ、高裁判決の理由矛盾、不備、或いは経験則違反を指摘した。

骨子は、水俣病事件には国家賠償請求訴訟と公健法に基づく認定義務付け訴訟とが併存する異常さがあるということにある。国賠事件は熊本水俣病（関西訴訟）の2004年10月最高裁判決が確定した。ところが同勝訴原告が認定を棄却されたので認定義務付け訴訟を起し2013年4月最高裁判決（Fさん溝口訴訟）がなされ、高裁判決を差戻しにしたので、被告が訴えを取り下げて行政認定がされた。この最高裁判決で、国賠訴訟と認定義務付け訴訟での水俣病は、「現に生じた発症の機序を内在する客観的事象としての水俣病と異なる内容の疾病を公健法等において水俣病と定めたと解すべき事情はうかがわれない」「水俣病は同じ疾病」と判断され、52年判断条件を満たさない感覚障害のみの水俣病を認めた。

新潟水俣病事件では、認定義務付訴訟が東京高裁で2017年11月に全員勝訴の判決がなされ被告が上告せず確定した。一方新潟国賠訴訟は、2018年3月東京高裁

で敗訴の判決がなされ、最高裁で確定した。

そこで本件は国賠訴訟なので先行判決は上記関西訴訟最高裁判決と新潟水俣病最高裁判決になる。ところが両判決は水俣病の理解、感覚障害の病巣、感覚障害の評価などがまったく異なっている。そして西井判決は新潟水俣病東京高裁判決と同様の不当判断がある。そこで本件上告理由は、判断枠組みないし判断基準が異なる点は、「判決理由に食違いがある」「判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反」（民訴法）に該当し、そもそも同じ原因物質による同じ公害事件の同じ病に苦しむ患者らであるにもかかわらず、裁判体によって異なる判断結果となり、法の下での平等（憲法14条1項）に明確に反すると主張した。

次に上告受理申立理由第1の骨子は、(1)原判決は高裁判例と相反する、(2)水俣病り患の有無を判断する基準を確定する必要がある、(3)判断基準に関する最高裁の判例がない、(4)そこで原判決を判断基準に関する以下の高裁判決①溝口義務付け福岡高裁判決、②新潟義務付け東京高裁判決、③関西大阪高裁判決と比較すべきだ。(5)そこで原判決の内容を各項目に分け、上記高裁判決での同項目を比較検討する。検討項目は、(ア)水俣病の総合的判断、(イ)52年判断条件の組合せが認められる場合、(ウ)52年判断条件の組み合わせが認められない場合、(エ)原判決は「他疾患による可能性」の程度を明示せず、かつ可能性を検討せず水俣病を否定している点。そこで上記各高裁判決の各点の判断内容を比較すると、水俣病り患を判断する基準が未だ最高裁の判断がなく、原判決は各点で大きな誤謬を犯し、各高裁判決に相反しているので、最高裁は統一見解を示した上で、全原告の水俣病を認定すべきである、と主張した。

今後の上告手続きは、各理由書の提出先の福岡高裁が1審からの膨大な訴訟資料を整理し最高裁に送付、最高裁は担当小法廷を決め、全書類を調査官に渡し、調査官が内容を精査したうえで報告書を作成し裁判官に上申し、裁判官が協議し担当小法廷の結論を、上告当事者に通告する。

理由がないと上告棄却で数ヶ月、理由がある場合は弁論を開くので数年かかり、その間当事者に一切連絡がないので予測がつかない。そこで今後、最高裁に理由補充書を提出する時に、担当部の書記官と面会して、部の雰囲気を知ることなどを考えている。

《報告》

熊本豪雨災害と被災者支援活動

水俣病被害者互助会
(水俣学研究センター客員研究員)

谷 洋 一



7月4日未明、熊本県南部は前代未聞の豪雨に襲われた。芦北町田浦の観測所データでは深夜2時から3時までの1時間雨量は92ミリ、続いて3時から4時には129ミリ、その前後も97ミリ、107ミリ、85ミリの雨量が観測され、5時間で510ミリ、7月3日からの累計で722ミリの豪雨が降った。「山から水が溢れるごとある勢いで、水路も溢れ、いたるところでがけ崩れが発生した」と多くの住民が語った。

私の住む津奈木町でも被害は深刻で、50か所以上でがけ崩れが発生、家から2キロほどの平国地区では3名の方が犠牲



芦北町釜・小崎地区 土砂崩れ (2020.7.6)

となる惨事となった。予測が難しい線状降水帯による今回の豪雨災害は、事前避難が難しく、リアス式海岸地帯の続く漁村地域には重症の胎児性患者など多数の水俣病患者の方が暮らしているので、被災後の活動はまず、安否確認、ヘルパーの手配等であった。しかし、停電の発生、電話回線の不通、道路が各所で寸断されていて困難をきわめ、迂回路などを使ったり、歩いたりして患者家庭を訪問、翌日にかけて、安全な場所への避難誘導を行った。台風など予想される災害については何度も避難誘導を行っているが、今回のような突然の豪雨災害の対応について今後に大きな課題を残した。

7日は晴れ間も見え、天気は回復、午後から芦北地域へ災害支援物資などを持って訪問。関係者宅の多くが床上浸水



芦北町白石地区 嵩上げ工事後に浸水 (2020.7.14)

の被害を受けており、親せきや友人たちが集まり、片付けをしていた。水俣病被害者互助会会長の佐藤英樹さんも妻のスエミさんの湯浦の実家で、片付け作業をしていた。また裁判の時いつも支援をしてくださるTさんの自宅も床下浸水、牛乳配達をしている多くの地域が未だ通行不能で連絡も取れないところもあるので、最新情報を確認しながら、今後の支援を考えていこうと相談した。また、ごみ集積場が満杯で、ごみ処理に苦労しているようであった。

9月になると芦北町の町中は災害ごみの撤去も終わ

り、商業活動も再開され、復興に向けて歩み出しているが、山間地や球磨川沿いの地域はまだまだ手付かずのところも多数ある。

私どもの運営するNPO法人水俣病協働センターもこの間、新型コロナウイルス感染症防止対応や胎児性患者の方など



芦北町海浦、滝之上地区の土砂崩れ (2020.9.29)

の台風9号、10号への避難対応などに追われながら支援をしていた。

芦北町女島の仮設住宅は9月16日から50戸の入居が始まり、10戸が建設中だ。8割は入居済みだが、まだ引越しを終えていない方や、被災した自宅の整理をしていて自宅との往復生活をしているとの方もいた。間取りは1DK、2DK、3Kの3種類、家族人数で割り振られている。スロープのあるバリアフリーの住宅も6戸あり、車椅子の方などが入居していた。

近隣の釜集落の方などは避難所暮らしから仮設に入り、落ち着いたとおっしゃる方もいる一方、芦北山間地や球磨川沿いの集落の方などは、まだ、場所にもなじまず、今後の不安を訴える方も多い。周辺に店もなく、アクセスなどに課題があると思う。多くの被災者は車の浸水、流失被害を受けており、保険などで買い替えが進んではいるが、まだまだ、車のない方、免許を持っていたが高齢で返納された方もおり、通院、買い物など巡回ふれあいバスも運行しているが、慣れるまで大変かと思う。

仮設住宅にはガスコンロとエアコン、食器などの日用品セットは準備されているが、電子レンジと加湿器は選択で、その他は基本自己調達となっている。今後助け合い支援事業も始まっていくが、車も含め家電などの購入に200万円かかったという方もいれば、年金暮らしでお金もなく、着るものにも困っている方もおり、今後のサポートが必要だ。

被害の状況も全壊、床上浸水など居住困難な世帯もあれば、土砂災害のそばで、家自体の損傷は多くはないが、災害の危険性が高く長期避難を余儀なくされる方も多く、その被害状況にあった復興再生計画が必要だ。集会場のみんなの家も建設されているが、集まりの予定もなく、地区長さんが巡回をされ、聞き取りを始めているので、今後の交流の場づくりも必要だ。今後も支援を続けるとともに、聞き取りの詳細は今後まとめていきたいと思う。皆様のご支援もよろしくお願い致します。

《客員研究員紹介》

いのちの源とともに：被害住民からの学び

メコン・ウォッチ
(水俣学研究センター客員研究員) 土井利幸



私は2000年に住まいをタイに移し、日本の環境NGOメコン・ウォッチの職員として活動を続けている。活動の主な目的は、ダムや工業団地といった巨大開発がもたらす被害を軽減することにある。そのために現地の住民やNGOと共同で被害の実態を調査し、開発を進める政府・国際機関や企業の責任を問うてきた。とくに日本政府が開発援助などの公的資金を投入する事業では、財務省や国際協力事業団（JICA）に働きかけることで成果をあげてきた。開発事業自体が中止になったことも、緩和策が講じられたこともある。



北タイ・チェンライ県、メコン河本流沿いの集落で
中国が上流に建設したダムの影響の聞き取り

ところが、2011年に取組みだしたカンボジアのダム問題は少し勝手が違った。事業を進める中心が中国やカンボジアの企業のため、私が直接働きかけるのは難しい。そこで、ダムへの賛否を迫られている住民に事業の問題点を知ってもらうことに重点を置いた。はたして住民の多くはダムを望んでいなかった。しかし結局のところ押切られ、5,000名もの住民が立退くことになった。2017年にダムは完成し、貯水も完了した。

予想外の展開はここから始った。先住民族ブノンをはじめ住民150世帯ほどが立退きを拒んだのだ。住民は村が完全に水没することはないと確信していた。実際、一部は水没を免れ、住民はそこに住みつづけることができたのである。住民に経緯を尋ねると、「先祖伝来の土地を離れるわけにいかない」と言い切るが、相当の話合いや覚悟のうえでの決断だろう。こうなると政府や企業も下手に手出しはできない。数年が経過し、住民は劣悪な条件下で暮らし続けている。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響でタイ・カンボジア間の往来は事実上不可能である。そのため住民に会って確かめることはできないが、私はなぜ彼女／彼らがこれほど頑強に抵抗するのかを考えている。

まず今回の件は、2007年に国連が採択した「先住民族の権利宣言」と無関係ではないと思う。宣言を契機に、世界各地で先住・少数民族が自己決定・統治権の回復への要求を強めてきた。その要求は、時に非暴力・不服従・直接行動の形態をとる。国家や大企業に先祖伝来の土地を奪われるとなれば、なおさらだ。窮地に陥っても、「外来者が勝手に決めたやり方ではなく、自分たちのやり方を守ることに理がある」と反駁する根拠を「権利宣言」は与えてくれている。

だが、それだけでないように思えて仕方ない。今回の立退き拒否の件には、土地に対する価値観が深く関係しているのではないか。土地は本来いのちの源（みなもと）である。人間ばかりかあらゆる生命を支え、生き永らえさせてくれる。その土地をダムは水没させ、殺してしまう。住民は住みつづけることで、その土地を生かそうとしているのではないか。



2015年3月、ダム完成前のブノンの村
(この時はタイの研究者やNGO関係者を案内した。)

広く知られた仏教説話がある。若き日のシッダルタは従兄弟が射落とした鳥を手厚く保護し、射落とした自分が鳥の所有者だと主張する従兄弟に向かって、「この鳥の命を救ったのは私だから、私のものだ」と言い放ったと云う。この教えに従えば、ブノンたち住民は土地のいのちをダムから守ったことで、その土地を自分のものと主張することができるのである。

自分の周りに自己決定・統治できる場所を切り拓き、そこでいのちや生活を回復・持続してゆく。私が今回の住民の立退き拒否から学び取ったイメージはこれだ。私はNGO職員として、これからも住民らと共同で巨大開発の被害を調査し、折あれば日本政府や国際機関にも働きかけるだろう。だが、今後はその活動が被害の軽減に留まらず、住民の生活と自己決定と生活の場を押し広げるものになればと願う。同時に、私自身の周りにもそのような場を少しずつ切り拓いてゆきたいと思っている。

2020年度水俣病事件研究交流集會 中止のお知らせ

例年1月第2土・日に開催しております水俣病事件研究交流集會につきまして、本年度(2021年1月9日・10日の予定)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とすることにいたしました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響のため会場の確保が困難で、また、リモートではこの会の主旨である「様々な立場や分野の垣根を超えて行う、水俣病事件についての情報交換、議論、交流」にそぐわないと判断し、大変残念ですが中止のやむなきにいたったものです。事情ご賢察の上、ご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

次年度は、2022年1月8日(土)・9日(日)に開催予定です。

水俣学研究センター日録

7月

- 1日 現地研究センター空調設備工事
福祉環境学入門水俣現地研修報告会：花田・中地・井上・田尻(大学)
- 3日 健康・医療・福祉相談：(水俣)
- 4日 豊島地下水雨水対策検討会：中地(高松)
- 5日 熊本南部豪雨視察と支援：花田・東・矢野・井上(芦北・人吉)・宮北・山下(芦北)
- 11日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・伊東・谷・山下・平郡・番園(ZOOM)
第37回水草環境会議：田尻(荅北)
- 16日 若かった患者の会：田尻(水俣)
- 18日 能勢ダイオキシン対策協議会：中地(能勢)
- 18-19日 花田ゼミ水俣研修・被災地ボランティア：花田(水俣・芦北)
- 18日 ヒアリング調査：田尻(水俣)
- 20日 チッソ労働運動史研究会資料調査：石井(大学)
- 21日 豪雨災害被災地調査：田尻・谷(芦北・球磨)
- 27日 風力発電所を考える会：宮北(水俣)
- 29日 熊本南部豪雨災害被災者支援連絡会議：花田・谷・山下(水俣)

8月

- 2日 風力発電建設用地調査：宮北・山下(水俣)
- 3日 関西労働安全センター運営委員会：中地(オンライン)
- 4日 本郷処分場現地調査：中地(三原)
- 6・7・12日 みんなの会例会：宮北(水俣)
- 7日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田(水俣・オンライン)
赤木洋勝氏通夜：花田・田尻・永野・山下(水俣)

- 7-9日 ちまちま工房「障害者とともに」企画を考える会永田氏水俣研修受入れ：花田・田尻・永野・山下(水俣)
- 10日 本郷処分場弁護団会議：中地(広島)
- 12日 豊島地下水雨水対策検討会：中地(高松)
- 17日 廃棄物問題研究委員会：中地(京都)
- 19日 本郷処分場弁護団会議：中地(広島)
- 20日 風力発電計画・道家氏と打合せ：宮北・山下(水俣)
- 21日 水俣市役所一期崎氏と打合せ：宮北(水俣)
- 22日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田(大阪)田尻・山下・谷(オンライン)
- 23日 豊島弁護団会議：中地(岡山)
- 26・28日 健康・医療・福祉相談：(水俣)
- 28日 豊島フォローアップ委員会：中地(高松)

9月

- 1日 臨時職員入職(大学)
- 2・4日 JESCO大阪事前説明：中地(大阪)
- 3日 オリーブ基金事務局会議：中地(豊島)
障害者労働センター：花田(熊本)
- 3・4・9・18日 健康・医療・福祉相談：(水俣)
- 4日 全国労働安全センター運営委員会：中地(オンライン)
- 6日 胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田(大阪)
- 9日 JESCO大阪PCB処理事業監視部会：中地(大阪)
- 13日 豊島処理協議会：中地(高松)
胎児性水俣病世代の被害に関するWG：花田・井上・谷・山下(オンライン)
- 16日 風力発電を考える会：宮北(水俣)
- 17日 水俣病資料館情報収集・打合せ：中地(水俣)
水俣学講義講師打合せ：井上(水俣)
- 18日 本郷処分場訴訟弁護団会議：中地(広島)
- 16-18日 廃棄物資源循環学会：藤本(オンライン)
- 24日 第19期水俣学講義1回目：花田(大学)
- 26日 FW1御所浦調査研究会「水俣病の歴史・御所浦の水俣病」花田：中地・井上・田尻(大学)
- 29日 第17期公開講座1回目宮北：花田・中地・藤本・井上・高峰・田尻(水俣)

隔週火曜：健康・医療・福祉相談：下地(水俣)
その他：熊本地震関連講演や研修・視察の受入れ、環境問題に関する研究会・研修会などへの協力も行った。

編集後記

毎日数多の情報が流される。正しい情報なのか、うわさなのか確認できないまま漠然とした恐怖や不安が生まれる。惑わされず、いのちを守りたい。(M・T)

水俣学通信

第62号 2020.11.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320
http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印刷／ホープ印刷株式会社